

随意契約結果(業務委託)【少額随意契約除く】(その3)

様式13

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
17	平成26年度UNEP国際環境技術センター設備保守点検業務委託	その他保守 点検整備	三菱電機ビルテクノサービス(株)	7,458,480円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
18	平成26年度UNEP国際環境技術センター警備業務委託	施設警備	(株)コアズ	7,888,104円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
19	し尿収集運搬業務委託	廃棄物処理	大阪府衛生管理協同組合	4,484,160円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
20	一部事務組合情報ネットワークシステム維持業務委託	情報処理	(株)ケイ・オプティコム	1,804,680円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
21	粗大ごみ収集等申込受付業務委託	受付・案内	(株)エヌ・ティ・ティ・マーケティングアクト	189,065,497円	平成26年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
22	スマートコミュニティ実証事業コーディネータ等業務委託	その他代行	(株)ダン計画研究所	19,192,282円	平成26年5月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
23	中浜流注場受入槽・貯留槽等清掃業務委託	浄化槽清掃・点検	大阪府衛生管理協同組合	1,814,400円	平成26年6月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	
24	リフレウリわりの貸付にかかる不動産鑑定	不動産鑑定	(株)近畿中部総合鑑定所	1,394,280円	平成26年6月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	契約の性質または目的による場合	

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター設備保守点検業務

2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

3 随意契約理由

本委託は、鶴見緑地公園内のUNEP国際環境技術センター施設における各建築設備等の保守点検監理業務（一部常時監視業務を含む）を委託するものであり、設備の点検整備の監督、電気事業法にもとづく電気設備の保安代行業務、設備の保全・補修計画、事故や非常時における緊急対応など維持管理全般にわたって本市に代わり業務を代行させ、施設を健全な状態で運用できるよう電気機械設備等の各建築設備等を維持することを目的としている。

鶴見緑地公園内にある各施設の電気供給については公園全体として供給を受けたうえ個々の施設に分配されるしくみであり、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務については、公園の所管局である建設局が競争入札を経た契約により実施しているが、本施設の設備保守点検についてはこの契約に含まれていないことから、当局において別途、個別に設備保守点検業務にかかる委託契約を結ぶ必要がある。

本委託業務の遂行にあたっては、点検整備の監督業務のほか、当該施設の運営状況などを考慮しながら建設局や他の公園施設の関係者との協議、工程調整等も行う必要がある。それら公園全体の諸状況を十分把握し調整した上で適切に実施しなければならない。

上記業者は、鶴見緑地公園全体の設備保守点検業務の契約相手方であり、本業務の遂行にあたっては、当該施設にかかる運営状況等に加えて、公園全体の点検整備の監督業務及び、公園内の他の施設の運営状況などを考慮しながら、各施設関係者との協議や工程調整等を効果的に行うことができる。

また常時、鶴見緑地公園内に同社の社員が詰めていることから、設備の故障等の緊急時の対応も迅速かつ効果的に行うことができる。

公園全体の設備にかかる一体管理を行う業者と同じ業者であれば、上記のとおり迅速かつ効果的に本業務を行えるうえ、経費的にも合理的に行えると考えられるため、上記業者と随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3215）

随意契約理由書

1 案件名称

UNEP 国際環境技術センター警備業務

2 契約の相手方

株式会社コアズ

3 随意契約理由

本委託は、鶴見緑地公園内に建設されている、UNEP 国際環境技術センター施設における警備業務を委託するものであり、施設内巡回警備、施設異常発生時の緊急対応、夜間・施設休業日における機械警備等を実施することにより、施設の損傷行為や管理上支障となる行為、事故等を未然に防止し、施設利用者の安全確保を図るものである。

本施設には、開発途上国に対する環境保全技術の普及のために大阪市が誘致した国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター（IETC）が入居しており（2階）、開発途上国の環境問題改善に向けて国連職員が勤務している。

本施設の用途・経過・現状により、本施設については今後も十分な警備を行う必要がある。

一方鶴見緑地公園全体の警備については、公園の所管局である建設局が警備業者に警備業務を委託し、公園内の中央監視室において全体の管理を行っているが、本施設の警備についてはこの公園全体の警備業務委託契約には含まれていないことから、当局において別途、個別に警備業務にかかる委託契約を結ぶ必要がある。

その際、本施設の警備を効果的で万全なものとするためには、公園全体と本施設双方の警備システムの互換性の問題も含め、公園全体との一体的な管理・警備が必要であることから、公園全体の警備を行っている警備業者と同一の業者が本施設の警備業務を実施する必要があるため、上記業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局環境施策部環境施策課（電話番号 06-6630-3215）

随意契約理由書

1 案件名称

し尿収集運搬業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由

(1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の浄化槽清掃業者が浄化槽清掃等の共同受注等を目的として設立したものである。

し尿収集運搬業務を実施できるのは、類似の事業を実施している浄化槽清掃業者だけであることから、本市のし尿収集運搬業（仮設便所及び多量排出事業所に限る）についても、同協同組合の組合員（28者）に対し許可している。

(2) 浄化槽清掃汚泥等の本市処理施設への受入れについても、同協同組合に対し本市内で営業している浄化槽清掃業者の代表として、本市施設での受入れを承認しており、浄化槽清掃と類似のし尿収集運搬業務についても同協同組合に委託することにより統一的な取り扱いとすることが望ましい。

(3) 年々、本市のし尿収集対象家屋は減少の一途にあり、下水道の進捗状況と相俟って年度途中でも地域によっては対象家屋が大幅に減少するおそれがあり、個々の地域毎に業者を選定して業務を委託させることは、各地域の水洗化の進捗状況によっては、業務量の激減によるコスト増の負担を個々の業者に負わせることになりかねないため、同協同組合に市内全域を一括して業務委託することにより、安定した円滑な事業の実施を図る。

(4) 平成4年10月より同協同組合に本業務を委託しているが、作業内容を熟知し、円滑に業務を遂行している。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3238)

随意契約理由書

1 案件名称

一部事務組合情報ネットワークシステム維持業務

2 契約の相手方

株式会社 ケイ・オペティコム

3 随意契約理由

一部事務組合情報ネットワークシステムは、一部事務組合の財務会計・人事給与システムを利用するための基盤となるほか、Eメールやインターネット利用等の情報通信の基盤となるものです。

本システムの整備にあたっては、システムの運用保守に係る費用の削減や職員の負担を軽減させるため、サーバ機器等ハードウェアを所有せず、必要となる各機能をサービスとして利用する形態を採用し、システム構築事業者を選定する総合評価一般競争入札においては、このサービス提供についても落札者決定基準の評価項目に含めて評価・選定しており、平成 25 年 9 月に株式会社ケイ・オペティコムを選定し、平成 26 年 3 月にシステムの構築が行われました。

引続き、サービス利用の提供を受けるためには、サービスを提供することが可能な事業者と別途サービス提供契約を締結する必要があるが、一部事務組合の事業開始までの間は、システムを維持管理する業務のみを実施することとして、システムを構築した上記会社と特名随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局総務部企画課経営改革担当（電話番号 06-6630-3183）

随意契約理由書

1 案件名称

粗大ごみ収集申込受付業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト

3 随意契約理由

(1) 粗大ごみ収集については、定期収集制によって生じていた事業系ごみの便乗排出、道路上への大量排出による交通障害等を改善し、ごみの減量化を推進するため、電話申込による申告制を導入し、一部地域でのテスト実施を経て平成 12 年 10 月から全市実施した。これについては、市内どこからでも同じ電話番号にて申し込みすることができる粗大ごみ収集申込受付業務を行ってきたところであり、また、受付業務及び収集作業の効率化を図るため、平成 17 年 6 月からはコンピューターシステム（粗大ごみ受付システム）を導入している。

同社（当時の社名は(株)NTTダイナミックテレマ）は、平成 9 年 9 月からのテスト実施を検討した際、他都市において同業務を行っていた実績があり、また、当時同業務を行っている業者が他に存在しなかったことから、特名随意契約により委託したのをはじめとして、現在まで本市申込受付業務を行っている。それにより、受付業務におけるオペレーションのノウハウを有しており、粗大ごみ以外の本市ごみ収集事業についての市民からの問合せへの対応についても豊富な経験があり、受付システム導入に際しては、そのシステムを構築し、運用している。

このことから、同社であれば、これまでの経験で蓄積されてきた本市粗大ごみ収集受付業務についての知識を活用することで、輻輳することなく業務を運営することができ、責任ある作業の遂行が期待できる。また、受付システムについても、5 年以上の稼働が可能となっており、これまで蓄積・整備された受付システム上のデータ（狭隘路情報、集合住宅排出場所情報等の地図情報、過去の申込履歴、品目情報、収集日程情報）についても引き続き活用することが可能である。

さらに、平成 18 年 10 月から実施した粗大ごみ収集の有料化に際しては、同社（当時の社名は(株)NTT西日本一関西）により受付システムに有料化対応のプログラムがなされ、支障なく移行作業やオペレータ研修を実施するとともに、事業管理課（当時：業務企画担当）及び各環境事業センターと密接な連携をとって有料収集に対応した受付案内を行っている。

仮に、別業者で受付業務を行う場合、一から受付オペレータ研修を実施することとなり、また、その研修や新たな受付システムの構築及び機器設置等により経費が別途発生するだけでなく、運用に至るまでの間、業務に支障をきたさずに蓄積・整備されているデータを円滑に移行するためには、相当の期間が必要となる。そのうえ、オペレーション業務と受付システム構築及び運用が別々の業者となれば、受付業務遂行上、相互に密な連携を取りながら日々の協力・支援体制を築く必要性もあることから、さらなる費用や期間がかかる。

他都市の一部では、粗大ごみ収集受付業務について、公募型企画提案方式や入札により業者選定を行っているが、いずれも契約手続きから受付業務の運用開始まで約1年を要することや、契約期間も5年間の長期となっており、行政区の再編を目標としている本市の実情では、現時点において新たな入札等を行うことが困難と考えている。

したがって、ごみの減量推進等を目的として実施されてきた申告制粗大ごみ収集について、平成26年4月以降についてもこれまでどおり安定した申込受付業務を行うにあたり、受付業務とシステム運用を一体で行うことができる同社に委託することが経費や期間において有利である。

(2) 粗大ごみ収集申込受付業務は、本市職員に代わって市民対応を行う重要な業務であり、自治体が行う業務及び本市の施策を十分に理解した業者に委託することが必要である。加えて同社に委託後の状況は、受付オペレータの市民対応研修も計画的かつ適切に実施されており、申告制の浸透に応じて受付件数も増加している中、市民とのトラブルをなくすため、日常的に環境事業センターと密接な連携を取りながら、円滑に業務を遂行しているところである。また、平成14年1月にはコンタクトセンター業務の国際的な品質認証の規格であるCOPCを取得し、同基準に基づいた運営で高品質のオペレーションを確保している。

(3) 平成21年3月より「大阪市個人情報保護条例」が改正されたが、同社では平成17年1月にプライバシーマークを認証取得し、個人情報保護の取り組みに努めており、社内での個人情報保護規程を策定し、保護責任体制を明確にするとともに、受付オペレータに対しても、個人情報の保護に関する教育・研修を定期的に行っている。

また、受付業務の実施場所についても、独立した受付スペースが確保でき、部外者が入室することがないように警備員による身分証の確認やバイオメトリクス認証やパスワード認証など多重のチェック体制を講じている。

このように、個人情報に関する取り扱いにおいて、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取り扱いには万全を期していくものと考えられ、個人情報保護の面でも、

本市の委託先管理監督の強化・徹底に即した対応を行うことができ、受付業務の円滑な運営が図られる。

(4) 粗大ごみ受付システムの所有権は、同社にあることから、入札による方法を行った場合には、運営費及び本市仕様に合わせたシステムを新たに構築する必要があり、現在よりシステム構築費が高くなると考えております。受付システムに支障が生じるまでの間、単年度契約により現システムを継続して利用することが、本市にとって大きな有益性があるものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課 (電話番号 06-6630-3226)

随意契約理由書

1 案件名称

スマートコミュニティ実証事業コーディネート等業務委託

2 契約相手方

ダン・地域交通・NTT ファシリティーズ 特別共同企業体
代表者 株式会社ダン計画研究所

3 随意契約理由

本業務は、平成 23 年度に策定した「咲洲地区スマートコミュニティ実証事業計画」(以下「計画」という。)に基づき、平成 24 年度から 3 カ年の実証事業を推進するためのコーディネート等を実施するものである。

計画策定は、企画提案型競争入札により採択したもので、分散型エネルギー供給拠点と融合 EMS 等、複数の施設を対象とした新たな地域エネルギーマネジメントシステムをはじめとするこれまでに事例の無い、独自の技術による内容となっている。

最終年度となる平成 26 年度では、計画に基づき、これまでの効果検証として実証事業を引き続き行うものであるが、上記のとおり本事業独自の技術やノウハウを蓄積してきた上記事業者でなければ、事業進捗のためのコーディネートや技術上の課題解決ができない等、非定型かつ創造力を要する業務であることから、事業目的を達成するために、上記事業者と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境施策部 環境施策課 エネルギー政策グループ
(電話番号 06-6630-3479)

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等の清掃業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由書

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の組合員の行うし尿浄化槽の清掃及び維持管理等の協同受注や組合員の行うし尿くみ取りの受注のあっせんを行う等、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されたもので、大阪市が許可しているし尿等の収集運搬業許可業者（28社）は、全て同協同組合の組合員である。
- (2) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、し尿収集対象家屋が年々減少している実態に即して、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減するためにも、一括して適正な処理が出来るようにする必要がある。
- (3) 組合員を相互に調整することにより、業務に必要となる専門的な技術・機材などの手配を円滑に行うことができる。

以上の理由により、中浜流注場受入槽・貯留槽の清掃業務委託について、随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1. 案件名称 リフレうりわりの貸付にかかる不動産鑑定

2. 契約の相手方 株式会社 近畿中部総合鑑定所 代表取締役 小倉 康秀

3. 随意契約理由 不動産鑑定士の鑑定料については「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（平成17年7月8日告示第74号）」に基づき、評価額によって金額が定められていることから、どの不動産鑑定士に鑑定を依頼しても、鑑定料は同額である。
また、業者の選定にあたっては、環境局不動産鑑定業者選定要綱に基づき、「第4回契約事務審査会（平成26年6月13日開催による審議を経て業者決定した）
したがって、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当するため、同業者に特名随意契約する。